

みゆネット・藤澤浮世絵館画像の利用について

1 資料の利用申請

みゆネット掲載または藤澤浮世絵館所蔵の資料をご利用になりたい場合は、申請手続が必要です。また、過去に承認を受けて特別利用をした写真を他の印刷物や他の番組などで再び利用（転載）する場合には、改めて当館の承認を受けてください。

利用目的は「学術上の研究、文化や歴史の普及、教育活動」に限定しております。また、画像を改変する場合は承認できません（部分的拡大等についてはご相談ください）。

なお、教育活動（教員・学生による学校内での使用）等を目的としたご利用にあたっては、使用許可を得ずに利用することが可能です。この場合には、次の事項をお守りください。

- クレジットの表記をする。（出典元が分かるように「提供：みゆネットふじさわ」と表示してください。）
- データの改変はしない。（クレジット表記のための改変のみ可。）

※ 編集や内容の改編等を伴わない、テレビ番組の再放送（地上波で放送した番組をBS・オンデマンド等の方法でそのまま放送・提供する場合等を含みます。）や論文の再掲載（紀要等に掲載した論文をデジタルアーカイブとしてWeb公開する場合等を含みます。）については、「転載利用」に該当しないので、改めて利用の手続をする必要はありません。

2 申請方法

画像が貸出可能なものかを確認しますので、事前に電話等でご相談ください。

貸出可能な場合、画像利用申請書に必要事項を記入の上、郵送又は電子メールで申請してください。

申請にあたっては次の点にご留意ください。

- 利用の際に利用許可書に指定する「電子博物館みゆネットふじさわ提供」や「藤沢市教育委員会所蔵」などを明示する。
- 利用許可書記載の「利用目的」で利用する。

出版物・番組等を作成した場合は、その成果物（番組の場合は当該番組を録画したDVD）1点をご恵与ください。ご恵与いただいた成果物は藤澤浮世絵館ライブラリーコーナーの蔵書として活用させていただく場合があります。なお、パネル等を作成した場合の成果物は不要です。

申請をいただいてから利用許可書がお手元に届くまで7日程度の日数をいただいております（連休や年末年始にはさらに日数をいただくことがあります。また、現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置のため通常より日数がかかることがありますので、予めご了承ください。）。申請から利用希望日までの期間が短い場合、必ず電話等で事前にご確認ください。

3 申請書の記入方法

（1）申請者：出版物や番組等の著作権を持つ個人または法人の代表者です。

○法人の場合、所在地、法人名、代表者職名・氏名、電話番号等を記入する。ただし、職務権限が支社長、館長、局長、部長、プロデューサー等に委任されている場合は、その方の役職名・氏名を記入する。

○個人の場合、住所、氏名、電話番号等を記入する。

○申請者以外の方が申請手続等の事務を代行している場合は、担当者の部署名（別組織の場合は会社名等も）、氏名、電話番号、Eメールアドレスなどを連絡先欄に記入する。

（2）利用の目的：できるだけ具体的に記入してください（番組名・書籍名、発行部数など）

（3）資料利用期間：資料利用希望日（許可書が必要な日）及び放送予定日や出版予定日等を記入してください。

（4）資料利用方法：みゆネットふじさわからご自分でダウンロード利用する場合は「デジタルデータ利用」、資料を撮影し、そのデータを利用する場合は「撮影利用」と記入してください。

（5）資料番号・資料名：資料が特定できる資料名（・みゆネットふじさわ掲載資料については資料番号も）掲載してください。

（6）備考：デジタルデータで高画質なデータを希望される場合、その旨をご記載ください。

4 添付資料

(1) 企画書等

利用内容・方法がわかる企画書等

(2) 画像

利用を希望する写真を特定することができる画像（図録のコピー等）

(3) 転載許可書

当課以外で発行された（当課が著作権を持たない）図書等から当課所蔵資料の写真転載する場合は、当該図書の著作権者の転載許可書等

(4) 使用許可証

他団体等が所有・管理している資料の写真を利用したい場合は、当該団体等の発行した使用許可証等

(5) その他当館が必要と認めた資料

5 連絡先

藤沢市役所郷土歴史課

〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1 電話：0466-25-1111（内線 6731）

E-mail：fj-kyoudo@city.fujisawa.lg.jp（メールタイトル「画像使用申請」）